平成２６年（フ）第４９号
茨城県坂東市岩井4312番地２
債務者　黒田　久子（旧姓横島）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５０号
茨城県古河市小堤849番地
債務者　諏訪キヨ枝
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５１号
茨城県結城市大字上山川6847番地
債務者　坂本　真也
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５２号
茨城県古河市常盤町８番15号　サンクレイドル古河403号室
債務者　野澤　智江
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５３号
茨城県古河市大手町１番８号
債務者　杉山　徳行
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５７号
茨城県筑西市幸町１丁目23番８号、前住所茨城県常総市山口579番地４
債務者　車田　政博
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５９号
茨城県結城市大字鹿窪1325番地６　市営鹿窪住宅21号
債務者　木村　美子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６０号
茨城県下妻市北大宝512番地５
債務者　石井　克明
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６１号
茨城県筑西市宮後2315番地２
債務者　梶　　孝文
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６３号
茨城県桜川市真壁町下小幡46番地２
債務者　大関　利枝
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県茂原市東郷928番地９
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
千葉県茂原市粟生野3451番地17
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
千葉県長生郡白子町中里4783番地23
債務者　山口　英一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
千葉県茂原市緑町15番地３　雇用促進住宅３棟203号
債務者　越沼すみ子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
新潟市北区松浜８丁目６番29号
債務者　新野　宏子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
富山県高岡市波岡40番地１　ハイムウエストコーストＣ棟202号
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２７号
山梨県甲斐市中下条2020番地　ハイツ大内Ａ203、申立時の住所山梨県甲斐市境459番地
債務者　剣持ミルカこと　ＫＥＭＭＯＴＳＵ　ＭＩＬＣＡ　ＴＡＩＲＵＳ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係